

佐久間象山『琴録』考

— その書誌学的考察を中心に —

韓 淑 婷

一、はじめに

筆者は嘗て幕末の思想家佐久間象山（一八一〜一八六四）の琴学について、その全体像を考察した¹⁾。天保九年（一八三八）象山は『琴録』十篇三冊を編纂したが、当初『琴録』の所在を確認できなかったがゆえに、間接的に『象山全集』に収録されている「琴録序」と「琴録後序」に基づいて象山の編纂意図などを推察するより他に方法がなかった。『琴録』は十篇から成り、篇名はそれぞれ「琴原」「琴体」「琴声」「琴律」「琴度」「琴調」「琴理」「琴致」「琴訣」「琴記」となっていること、そして象山の編纂意図が「士大夫」に律呂・声調の知識を普及させ、古楽の礼樂的役割を伝える点にあることを明らかにした。しかし、『琴録』に関する具体的な考察や、象山が『琴録』を通していかに自分の礼樂思想を主張していたのかなど、課題は多々残っていたものの、『琴録』そのものが確認できない限りは詳細な考察ができない状態にあった。しかも、『琴録』が『象山全集』に収録されず、『琴録』の存在もこれまで注目されていなかった²⁾ため、先行研究も皆無であった。

その後、筆者は象山の琴学に関する考察の過程で、京都大学附属図書館に『琴録』の写本が所蔵されていることを見出し、さらに東北大学附属図書館狩野文庫にも、完本ではないが写本が存在していることを確認した。これまで『琴

録』についての書誌情報は不明確であり、しかも両写本を比較して考察した研究は全くない。そこで、本稿では象山『琴録』研究の第一歩として、両写本における異同を整理するなどの基本作業を通して、両写本について比較考察をし、書誌学の視点から『琴録』について考察を行う。その上で、『琴録』が『象山全集』の中に収録されなかった原因についても考察を加えたい。

二、『琴録』の版本について

1、現存が確認できる『琴録』の版本

(1) 京都大学附属図書館所蔵『琴録』

京都大学附属図書館所蔵『佐久間象山遺稿1』の中に『琴録』（以下京大本『琴録』）が収録されており、四つ目綴りの冊子本で、上・中・下の三冊に分かれている。上冊の冒頭に「琴録序」と「琴録後序」が付いており、続いては「琴原」「琴体」「琴声」「琴律」の四篇、中冊は「琴度」「琴調」「琴理」「琴致」の四篇、下冊は「琴訣」「琴記」の二篇となっている。『琴録』の編纂は経・伝・子・史・雑書等の中国の典籍から「琴」や楽律に関連する論述を採録し、典籍の原文をそのまま抜粋して羅列する形式を取っている。そして、「琴声」「琴律」「琴度」「琴調」の四篇と「琴記」の一篇に、「啓曰」という形で象山の案語が付けられている。案語以外、象山自身による解説や注釈は見られない。

この京大本『琴録』は象山の門弟である北沢正誠が筆写したものと思われる、本文の中に墨書校訂されたところがあり、筆跡から見れば、この校訂は正誠によるものではないかと筆者は考える。そして、上冊「琴律」と中冊「琴理」の後に共に正誠の案語（「正誠案」）が付いており、内容は同じく清朝の考証学者である錢大昕（一七二八～一八〇四）の著作『潜研堂文集』よりの抜粋で、それぞれ「惠士奇伝」の中にある「琴笛理数考四卷其略云」部分と「江先生永

伝」の中にある「論黄鐘之宮」部分であり、いずれも「律呂」に関する内容である。そのほか、上冊では本文の上方に付箋が付けられていることがあり、付箋の面に誤字の朱筆校訂が書かれている。このような付箋による誤字の校訂は上冊のみに見られ、中冊と下冊には見られず、筆跡も本文と違うため、正誠以外の第三者によって付けられたものと考えられる。また、上冊の中には付紙一枚が挟まれており、「註ノ結如何」と書かれている。

北沢正誠は天保十一年（一八四〇）に生まれた信州松代の藩士であり、真田家の藩士北沢正忠の長子として、正忠の逝去後十歳にして家督を継ぎ、文久元年（一八六一）に象山に入門した。正誠は象山から漢学と洋学を学び、幕末当時において国事に奔走することも多く、儒者の安井息軒（一七九九〜一八七六）や塩谷岩陰（一八〇九〜一六七）らと交流があり、後の明治啓蒙思想家として有名な中村敬宇（一八三二〜一九二）と親交があった。元治元年（一八六四）七月象山が京都で暗殺された後、正誠はその事後処理に当たり、象山の残した資料と遺品を保護した。維新後、正誠は政府の地理寮修史局や外務省、宮内省に勤務し、東京地学協会の設立にかかわるなどを経て、死去したのは明治三十四年（一九〇一）で六十二歳であった。二年後にその遺品が遺族より京都大学付属図書館に譲渡され、「北沢正誠旧蔵資料」となる。³⁾

『佐久間象山遺稿』は「北沢正誠旧蔵資料」の中に入っている史料の一つで、正誠が慶応二年（一八六六）から編著したものである。『遺稿』は四つ目綴の冊子本で1番から24番まであり（20は欠番）、内容は主に象山の詩や日記、著作物、上書を中心とし、中に象山自筆と思われる原稿類も含まれている。⁴⁾この『佐久間象山遺稿』の内容の大半は後に『象山全集』の中に編纂されたが、『琴録』は『全集』の中には収録されなかった。その原因については後述する。

（2）東北大学狩野文庫所蔵『琴録』

東北大学の狩野文庫にも『琴録』（以下狩野本『琴録』）が所蔵されているが、上冊の一冊のみである。狩野文庫の所蔵目録⁵⁾によれば、『琴録』の情報は「上一冊 写本 佐久間啓編 校訂本」となっている。

狩野文庫は明治の思想家・哲学者で京都帝国大学の初代文学部長でもあった狩野亨吉氏の収蔵品によって成立した和漢古典を主体とする膨大なコレクションであり、「古典の百科全書」や「江戸学の宝庫」と言われている⁶⁾。狩野本『琴録』の第一葉に「狩野氏図書記」の蔵書印が押されており、狩野亨吉の蔵書であることが判断される。さらに、東北大学の受入印も二箇所押されており、「東北帝国大学図書館」と荒井泰治氏寄付の印がある⁷⁾。東北大学は大正元年から昭和十八年にかけて計四回にわたって購入と寄付によって狩野文庫を成立・完備させ、そのうち、大正元年の第一回は仙台市出身の貴族院議員荒井泰治の寄付によって図書の納入が実現できたという⁸⁾。ここから、『琴録』は大正元年第一回の納入時に狩野文庫に収納されたことがわかる。そのほか、「狩野氏図書記」蔵書印のすぐ下に「仁木氏図書」の蔵書印が見られ、これは象山の琴学の師である仁木三岳家とかかわる可能性もある。

狩野本『琴録』は上冊のみであるが、京大本『琴録』の上冊と同じく、「琴録序」と「琴録後序」に続いて「琴原」「琴体」「琴声」「琴律」を内容とし、両写本は内容上における異同が見られない。狩野本『琴録』本文の上方に書き込みによる誤字の訂正が三か所（「琴原」「琴声」「琴律」各一箇所）あり、本文の中にも見せ消ちが多くあり、それらは筆写者と異なる第三者によるものかと判断される。そして、主に「琴律」篇に集中しているが、本文の上方には頭注、本文の中には記号や傍書の書き込みがあり、その内容は主に楽律の知識、特に日本の雅楽と中国の古楽との対照に関するもので、狩野本『琴録』を読んだ人の書き込みかと推測される⁹⁾。

2、京大本『琴録』と狩野本『琴録』との比較

以上京大本『琴録』と狩野本『琴録』の基本情報を見てきたが、次に両写本を対照しながら検討を進めたい。両写本を比較すると、まず文字の配置や改行の位置をはじめ、その基本形式が同様であり、句読の場所もほぼ一致していることに気付く。ここでは、両写本における文字の異同を中心に比較対照し、その結果を文末の【京大本『琴録』（上）

と狩野本『琴録』(上)との対照表」にまとめた。

この表において、京大本では本文において墨書校訂された箇所と、付箋で訂正された誤字の箇所に着目したい。本文で墨書校訂されているのは「後序」1丁表の「次之以^琴致、得致必在知要」、「琴声」篇3丁表の「啓日、縦横無常名、経緯^近無^形」(表記記号の使用は文末の表の凡例に従う 筆者注、以下同)、4丁裏の「變徽生清宮、故在^三絃七絃」、10丁裏の「羽声自腎交于髓、而通^耳于^手」と「徽出于舌、羽^于出^唇」、「琴律」篇9丁裏の「若^以五声之位、得絃度之長短」、10丁表の「四絃属商、五絃^属角矣」、13丁裏の「大呂^者建丑之律也、是謂陰律之始」であり、付箋で訂正されているのは「琴原」篇7丁表の「秦高山流水」(付箋「秦奏誤」)(写真1参照)、8丁裏の「然論其功身可行者」(付箋「功切誤」)、「琴体」篇1丁表の「成以壓桑之絲」(付箋「壓壓誤」)、1丁裏の「先儒謂伏羲蔡邕^以九」(付箋「儒儒誤」)、「琴声」篇3丁裏の「故崔陳之倫、各有所當」(付箋「倫論誤」)である。これら京大本の訂正箇所を狩野本で確認すると、表からも分かるように、文字の挿入や入れ替え、付箋での誤字修正は狩野本において全部訂正されているのがわかる(写真1、1-2の例参照)。且つ両写本の基本形式が一致していることを考えれば、狩野本は京大本を写している可能性も出てくるが、果たしてそうであろうか。このことについて、次の箇所に注目したい。

まず京大本「琴体」3丁裏の「清^晴而雨濁」(写真2-1参照)は、狩野本では「晴^清而雨濁」(写真2-2参照)となっている。すなわち、京大本の「清」と「晴」との入れ替えの箇所を、狩野本ではもともと正しく写しているにもかかわらず、却って入れ替えの記号を用いて不要な修正をしている。次に京大本「琴声」11丁裏の「角为天三本」は、狩野本では「角为天三^本」(頭注「本木誤」)となっており、京大本に見られない文字の修正をしている。また、京大本「琴律」1丁裏の「無射四寸八分八釐^{四毫}八絲」の箇所では「四毫」の二文字を挿入しているが、狩野本では全く反映されていないことがわかる。最後に「琴律」8丁表の「故第三音為角声分者、不應姑洗也」の箇所は、「也」の文字について京大本では付箋で「也之誤」と訂正されており、狩野本では頭注の部分に同じく「也之誤」と訂正されている。

つまり、京大本において付箋で訂正された「也」の誤字について、狩野本では本文中には反映されていないのである。両写本における以上の齟齬からみれば、やはり狩野本が京大本を直接写しているのではなく、京大本と狩野本とは同じ祖本に拠ったと判断する方が妥当であろう。

さらに、両写本における次の箇所から、京大本も狩野本もそれぞれの底本に忠実に従おうとする意図が伺える。「琴原」1丁裏の「故宮動脾而和正聖、(中略)下以變化黎庶也」について、京大本も狩野本も頭注に「此一段可削」とある。おそらくこの「此一段可削」(此の一段削るべし)の頭注はもともと底本にもあったもので、京大本も狩野本も底本の表記をそのまま反映させるために、直接本文においてこの一段を削除したのではなく、元の訂正形式、つまり頭注の文言を保留したと推測される。さらに、京大本では誤字の訂正や書き込み(「琴原」1丁裏の(付箋)「可収于理」)も含めて、ほかのところではすべて付箋で示されているのに対して、ここだけ頭注で示されている。つまり、京大本では底本にあった頭注をそのまま反映させ、誤字の訂正をする際に底本にあった頭注と区別するために、直接頭注を付けるという方式ではなく、付箋を付けるという方式を取ったと考えられよう。

次は「琴律」7丁表の「啓曰(中略)嘗讀律名正義・琴旨・二書」、19丁表の「啓曰、此篇已名以槩律」と19丁裏の「以究律之呂義、如此」の三か所に注目したい。この三か所は共に象山の案語で、京大本と狩野本では形式も文字も一致し相異が見られない。まず7丁表の「名」と19丁表の「槩」の文字について、それぞれ「呂」と「琴」の俗字に当り、「呂」と「琴」の二文字は『琴録』において繰り返し出ている字であるが、ほかのところではすべて正字の「呂」と「琴」で書かれている。つまり、京大本でも狩野本でもこの象山の案語のところにおいてだけ俗字となっているのである。また、19丁裏の「以究律之呂義」の一句について、これは「以究律呂之義」の間違いかと思われる。「律呂」とは「音律」の意味で、六律六呂で合わせて「十二律呂」があり、奇数番目の六つの音律を「律」、偶数番目の六つの音律を「呂」と言い、ここでは「以て律呂の義を究む」の方が文脈の意味が通ると判断されるが、京大本も狩野

本も「以究律呂之義」の間違いである「以究律之呂義」と写していることがわかる。案語は直接象山の考え方を反映できるものであるため、京大本も狩野本もそれに忠実に従おうとし、文字についても元の俗字の形をそのまま守り、しかも底本にあった語句の間違ひもそのまま守っていたのであろう。

以上の分析を踏まえて、狩野本『琴録』は京大本から写したのではなく、京大本と同一祖本に基づいたもので、且つ両写本の句読点も祖本のものを採用したと考えられる。両写本はそれぞれの底本に忠実に従おうとしたものの、狩野本は全体的に抄写のミスが多く、且つ「序」2丁表の「但恨家少藏書、多所遺漏尋有所得當續書之誠頗同好之君子肯就此而有考焉」や「琴体」1丁表の「義削桐為琴面、圓法天」のような句読点が打たれていないか間違っている箇所も見られる。総じていえば、狩野本と比べて京大本がより祖本を再現したという印象を受けるのである。

3、信濃教育会における『琴録』所蔵の記録

『琴録』京大本と狩野本以外に、信濃教育会も『琴録』（以下信濃本『琴録』）の所蔵とかわる記録があるため、次に信濃教育会をめぐる事例について考察しておきたい。

信濃教育会編集の『象山全集』（大正二年）と『増訂象山全集』（昭和十年）所収「佐久間象山先生年譜」の天保九年（一八三八）十一月の項に、「（象山 筆者注）此の月琴録十篇三冊を撰す」という記述があり、記述の後に割注で「写本信濃教育会に蔵す」（「年譜」、『全集』巻一、二二頁）と書かれている。ここから信濃教育会にも『琴録』の写本が所蔵されていたのではないかと推測できる。しかしながら、現在信濃教育博物館においては『琴録』の所蔵が確認できない。同博物館には当時象山の全集を編纂する際の関連史料が残されており、佐久間象山関係写本や研究書、手記類、象山会（象山祭、象山の遺品遺墨の展示・出版などに関わる会）の日誌、配本・会計関係書類などがある。この中で特に注目されるのは象山会の日誌で、日誌の明治四十五年（一九一二）項の中に次のような記録が残っている。

十一月十九日 三井田二郎京都へ出張

十二月十四日 三井田二郎 昨夜京都ヨリ帰ル

蒐集材料左ノ如シ

琴録三冊 象山文浄稿ノ内

(中略)

十二月廿日 京大図書館ヨリ借用ノ琴録三冊輅野日記一冊書留郵便ニテ返送礼状ヲ添フ

この記録から、象山会の三井田二郎が京大図書館所蔵の佐久間象山関係史料を借用し、その中に『琴録』も入っており、借用からの一週間ほど後に『琴録』三冊が京大に返送されたことがわかる。大正二年の『象山全集』、そして昭和十年の『増訂象山全集』の「象山年譜」を編纂したのは、いずれもほかならぬこの象山会の三井田二郎であった。「象山年譜」における『琴録』の写本が「信濃教育会に蔵す」との記述から考えれば、明治四十五年京大から『琴録』を借用した当初、象山会では京大本『琴録』三冊を写したはずであり、信濃本『琴録』というものが実際存在したはずである。仮に信濃本『琴録』と京大本『琴録』とが同一の書物であるならば、それは既に京大に返還されたはずであり、京大から『琴録』を収集した三井田二郎が後に『琴録』の写本について「信濃教育会に蔵す」と書いていることと矛盾する。したがって、京大所蔵の京大本『琴録』と別に、信濃教育会にも『琴録』の写本があったものと判断できる。

三、『象山全集』の編纂と『琴録』

前述した通り、京大本『琴録』を収録した『佐久間象山遺稿』は「北沢正誠旧蔵資料」の一つで、その内容の大半は後に『象山全集』の中に編纂されたが、『琴録』は『全集』の中に収録されなかった。ここでは、その未収録となった原因について考察を加えたい。

初版の『象山全集』は大正二年（一九一三）九月象山五十年祭記念事業の一環として信濃教育会より二分冊で発行されたが、『琴録』については全集の例言には次のような記述がある。

一 先生の著書、本書収むるところの外に、増訂荷蘭語彙、琴録、文公短牘、邵康節先生文集、春秋辞命準繩、四書経注旁釈、春秋占筮書補正、洪範今解、度学津梁、雨災雜記、琴譜等あり。然れども、春秋占筮書補正以下五書は今逸して傳はらず、其他も頁の都合上此れを割愛せざる可らざるに至りしを遺憾とす。

ここから、全集を編纂する際に分量や頁の都合上、『琴録』が割愛されたこと、そして、『琴録』と同じく省略されたのは、『増訂荷蘭語彙』、『文公短牘』、『邵康節先生文集』、『春秋辞命準繩』、『四書経註傍釈』、『春秋占筮書補正』、『洪範今解』、『度学津梁』、『雨災雜記』、『琴譜』であったことがわかる。そのうち、『春秋占筮書補正』以下五つの書物は散逸して伝わらなかった。残りの六つの内『琴録』以外の書物について、『増訂荷蘭語彙』は象山がオランダ辞書の『ハルマ』に基づいて新たに編纂したものであり、『文公短牘』と『邵康節先生文集』はそれぞれ象山が朱熹と北宋の学者である邵雍の著作から採録して編纂したものの、『春秋辞命準繩』は象山が『春秋内伝』『春秋外伝』における外交辞令を抽出して自分の考え方も加えて編纂したものの、『四書経註傍釈』は象山が藩命によって四書について注点を施

したものである。^①つまり、『琴録』も含めたこれら書物は、象山が直接著した著作ではなく、いずれも彼が何らの意図を持って作成した編纂物であったと言える。象山の原著と比して直接象山の考え方を反映するものではなく、且つ分量的にも紙幅を占めるため、全集には採録されなかったのではないかと推測される。

この大正二年版の『象山全集』は象山五十年祭に合わせて十五か月の短期間で編纂されたが故に、誤植などのミスが多く、昭和九年（一九三四）から十年にかけて新たに増補・訂正された『増訂象山全集』が五分冊で同信濃教育会より刊行された。増訂版全集には『琴録』はなおも収録されなかったが、凡例にある未収録の理由が若干変わり、次のようになっている。

一 先生の著書、本書収むるところの外に、増訂荷蘭語彙、琴録、文公短牘、邵康節先生文集、春秋辞命準繩、春秋占筮書補正、洪範今解、度学津梁、雨災雜記等あり。然れども、春秋占筮書補正以下の書は、逸して傳はらざるが如く、其の他も、種種の都合により此れを割愛したり。

この増訂版全集の凡例は大正版全集の例言を踏まえていることを確認できるが、ただし、『四書経註傍釈』と『琴譜』が未収録の書物の中から消えている。前者の『四書経註傍釈』については「大学」の部のみが現存され、前述した京大所蔵の『佐久間象山遺稿16』となっており、増訂版全集の巻一に写真の影印で新たに収録された。その収録の理由について、「先生の自筆本にて頗る珍とすべきものなるが故に、其真面目を伝へんが為に特に乞うて写真版としたるものなり。」（『全集』巻一、「四書経註傍釈 大学」前注）とある。すなわち、象山の自筆本であったため、その影印を敢て収録したのである。一方、後者の『琴譜』については、象山の天保七年（一八三六）に「滄浪漁者」の名で改訂した琴士浦上玉堂の琴譜のことを指していると筆者は推測するが、『琴譜』の記述が凡例から省かれた詳細は不明である。

次に、増訂版全集で『琴録』を含めた象山の編纂物が割愛された理由に関する記述に注目したい。大正版全集では「頁の都合上此れを割愛せざる可らざるに至りしを遺憾とす」とし、明らかに紙幅や分量など形式の理由を述べているのに対して、増訂版全集では「種類の都合により此れを割愛したり」となり、未収録の理由がぼかされているように読める。この点については増訂版全集の編纂背景からその一端がうかがえる。原田氏の研究によれば、昭和十年における『象山全集』の増補・発行は、同じく幕末期に活躍した松代藩藩士長谷川昭道の全集の刊行と同時にわれ、当時の「国体」教育思想の下で、「維新開国進取の気運を開導した」佐久間象山と「維新初頭皇道教育の基礎確立に貢献したる」長谷川昭道の思想を彰顯することが、それぞれの全集を刊行する意図であった。⁽¹⁶⁾一方、『琴録』は象山の琴学思想や楽律思想を反映するものの、「維新開国進取の気運」という皇国教育の気風とは性格を異にするものであり、且つ象山が直接に著したのではなく、紙幅も占めるため、これらの「種類の都合」が総合的に判断された上で省略されたのではないかと推測される。

以上の検討により、全集の編纂方針、すなわち、象山の編纂物は基本的には採録しないという方針の下、『琴録』が『象山全集』に収録されなかったことが推測できる。加えて、増訂版全集で『琴録』が「種類の都合」により未収録となった原因には、皇国教育の時代背景が関与していることもうかがえるのである。

四、おわりに

本稿は幕末の思想家佐久間象山が編纂した『琴録』について、書誌学的な視点から考察を行った。現存が確認できる『琴録』の版本は京大本と狩野本との二つであるが、両写本を比較考察した結果、狩野本『琴録』は京大本を写したものでなく、京大本と狩野本は同一祖本に基づいていることが明らかとなった。両写本ともそれぞれの底本に忠

実に従おうとする意図が伺えるが、狩野本と比べて京大本がより祖本を再現していると考えられる。

京大本『琴録』は象山の門弟である北沢正誠が筆写したもので、狩野本と異なり筆写者である正誠の案語（「正誠案」）も二箇所付されている。この二箇所の案語はいずれも「律呂」に関する内容であった。正誠のこのような意図は、『琴録』の最も中心的な内容が「琴声」「琴律」「琴度」「琴調」という琴律関係の四篇であることと通底し、さらに象山における『琴録』の編纂意図、つまり「士大夫」に律呂・声調の知識を普及させ、古楽の礼楽的役割を伝えることと一致するものであると言える。正誠は、師の象山の律呂を重視する態度を十分理解した上で、師の思想を忠実に後世に伝えるために『琴録』を筆写したと考えられるのである。

紙幅の関係により、『琴録』において象山が具体的にいかなる編纂形式を取り、どのような経典を参考にし、いかなる内容を探録していたのか、『琴録』を通していかに自分の礼楽思想を主張していたのか、さらに江戸時代のそれまでの琴学思想・楽律思想とどのような点において相違していたのかなどについては割愛したが、また別稿で論じたい。

注

- 本稿で用いた史料の書誌は次の通り。『琴録』（京大本）…京都大学附属図書館所蔵「佐久間象山遺稿1」、請求番号…維新/サ/4。『琴録』（狩野本）…東北大学附属図書館所蔵狩野文庫、請求番号…No. 5-173-1。『増訂象山全集』…信濃教育会編、信濃毎日新聞、一九三四年、引用時『全集』と略称、巻数と頁数を表示。『象山全集』…信濃教育会編、尚文館、一九一三年、例言のみ引用。
- (1) 拙稿「佐久間象山の琴学に関する一考察」（『九州中国学会報』57、二〇一九年五月、六十一〜七十五頁）参照。
- (2) 実際、長野県長野市真田宝物館開催の企画展示「佐久間象山の世界」（平成十六年十月二十日から十二月六日まで）では、『琴録』の实物が京都大学附属図書館から借用されて展示され、同展図録『佐久間象山の世界』にその記録が残っていた（真田宝物館・象山記念館「佐久間象山の世界」、二〇〇四年十一月）。ただし、『琴録』についてはこれまで全く研究されておらず、原田和彦氏は「佐久間象山関連資料について——京都大学附属図書館所蔵資料を手掛かりとして」（『松代』第19号、二〇〇五年、二二〜三二頁）という論文の中で、論文最後の資料付表において『琴録』の存在を挙げたのみである。

- (3) 北沢正誠については、岩生成一「忘れられた歴史・地理学者北澤正誠」(『日本学士院紀要』第42巻第1号、一九八七年、一〇一―一〇四頁)参照。
- (4) 注(2) 原田和彦論文参照。
- (5) 『東北大学附属図書館所蔵狩野文庫目録 和書之部』第五門 美術・工芸・技芸(丸善株式会社出版社)、一四一頁。
- (6) 村上康子「誌上展示会「狩野文庫の世界」狩野亨吉と愛蔵書——狩野亨吉生誕150周年記念企画展——」(『東北大学附属図書館調査研究室年報』3号、二〇一六年三月)、八五―一二四頁。
- (7) 注(6) 村上氏の論文によれば、第一回の納入時だけ荒井泰治がかかわり、その時に荒井泰治氏寄附による狩野文庫受入印も作られたが、詳細な作成時期は不明であるという。
- (8) 注(6) 村上康子論文参照。
- (9) なお、書き込みが残されたのは、「琴原」篇の八丁表(本文に符号)、「琴声」篇の七丁裏(頭注に書き込み)、「琴律」篇の一丁表(頭注に書き込み)、七丁表(本文に書き込み)、七丁裏、八丁裏、九丁表、十三丁表、十三丁裏(ともに頭注・本文に書き込み)、十五丁表(頭注に書き込み、本文に符号)、十五丁裏(頭注・本文に書き込み、本文に符号)、十七丁裏(頭注に書き込み、本文に符号)となる。
- (10) 詳細は杉本つとむ「佐久間象山『増訂荷蘭語彙』の小察」(『日本歴史』第四一五号、一九八二年、一〇―十八頁)参照。
- (11) なお、これら象山の編纂物は全集に収録されていないものの、それぞれの序文が『増訂版象山全集』巻一に収録されている。
- (12) 注(2) 原田和彦論文参照。

(附記) 本稿は、二〇一九年五月十一日に尚絅大学で開催された九州中国学会第六十七回大会での研究発表に基づき作成しました。当日、ご教示頂いた方々に感謝いたします。

京大本『琴録』(上)と狩野本『琴録』(上)との対照表

| 篇名 | 丁数 | 京大本「琴録」(上) | 狩野本「琴録」(上) |
|----|-----|--|--|
| 序 | 2丁表 | 「但恨家少藏書、多所遺漏、尋有所得當細書之、誦讀同好之君子、肯就此而有考焉」 | 「但恨家少藏書、多所遺漏尋有所得當續書之誠願同好之君子肯就此而有考焉」 |
| 後序 | 1丁表 | 「次之以琴致、得致必在知要」 | 「次之以琴致、得致必在知要」 |
| | 1丁裏 | 〔付箋〕「可取于理」 〔故宮動脾而和正聖(中略)下以變化黎庶也〕(頭注「此一段可削」) 〔而作者命其曲曰採〕 〔困厄窮迫〕 | 〔故宮動脾而和正聖(中略)下以變化黎庶也〕(頭注「此一段可削」) 〔而作者令其曲曰採〕 〔困厄窮迫〕 |
| | 3丁表 | 〔亦曰、八音廣傳〕(付箋「亦又誤」) 〔夫作五強之琴〕 | 〔亦曰、八音廣傳〕(頭注「亦又誤」) 〔夫作五強之琴〕 |
| | 4丁裏 | 〔大為典語〕 | 〔大謬(為)典語〕 |
| | 5丁裏 | 〔故大琴必以大琴配之〕 | 〔故大琴必以大琴(瑟)配之〕 |
| | 7丁表 | 〔秦高山流水(付箋「秦奏誤」) 〔師之不善、琴之差也〕 | 〔秦高山流水〕 〔師之不善、琴之差也〕 |
| | 8丁裏 | 〔然論其功身可行者(付箋「功切誤」) 〔義削桐為琴、面圓法天〕 | 〔然論其功身可行者〕 〔義削桐為琴面、圓法天〕 |
| | 1丁表 | 〔成以壓桑之絲〕(付箋「壓壓誤」) 〔先禮謂伏羲蔡邕以九〕(付箋「禮儒誤」) | 〔成以壓桑之絲〕 〔先禮謂伏羲蔡邕以九〕 |
| 琴體 | 1丁裏 | 〔臨岳若山岳峻極用柔木(木)〕 〔聯(礎)而雨薄〕 | 〔臨岳若山岳峻極用柔木(木)〕 〔聯(礎)而雨薄〕 |
| | 2丁裏 | 〔必曰長三尺六寸、象莽之日〕 〔因張弓附案泛其絃而十三徽聲具焉〕 | 〔必曰長三尺六寸、象莽(春)之日〕 〔因張弓附案泛其絃而十三徽聲具(具)焉〕 |
| | 3丁裏 | 〔始以絲泛桐〕 〔絃盡則聲滅〕 | 〔始以絲泛桐〕 〔絃盡則聲滅〕 |
| | 2丁表 | 〔正副相應一絃合十三種〕 〔琴合大虛〕 〔啓曰「縱橫無常名、絳繡近無形」〕 | 〔正副相應一絃合十三種〕 〔琴合大虛〕 〔啓曰「縱橫無常名、絳繡無近形」〕 |
| 琴聲 | 3丁裏 | 〔故崔陳之倫、各有所當(付箋「倫論誤」) 〔變徵生清宮、故在「絃七絃」〕 | 〔故崔陳之論、各有所當〕 〔變徵生清宮、故在「絃七絃」〕 |
| | 4丁裏 | 〔以鳴下六字疑衍〕 | 〔以鳴下六字疑衍〕 |
| | 9丁裏 | 〔宮声沈厚、粗大而下〕 | 〔宮声沈厚粗(粗)大而下〕 |

弟、伯子期、秦高山流水、和乎明也、琴之有聞于世道風化、詎淺鮮哉、
又曰、琴之為器、法象乎天地、用宜乎妙道、遊龍鳳之鳴、通鬼神之幽、其聲正、其氣和、其形小、其義大、如得其首、則能感物、志、踊者感之以靜、志、靜者感之以和、和乎其心、憂苦不能入、任之以天真、明其真而還、照動寂、則死生不能累方法、豈能物古之明玉君子、皆精通焉、未有聞正音而不感者也、昔者師襄鼓琴、則有游魚出聽、六馬仰秣、有形之物、無語之歡、尚能感之、况于人乎、自正音失而與道乖矣、

写真1-2 (狩野本「琴原」篇7丁表)

弟、伯子期、秦高山流水、和乎明也、是琴之有聞于世道風化、詎淺鮮哉、
又曰、琴之為器、法象乎天地、用宜乎妙道、遊龍鳳之聲、通鬼神之幽、其聲正、其氣和、其形小、其義大、如得其首、則能感物、志、踊者感之以靜、志、靜者感之以和、和乎其心、憂苦不能入、任之以天真、明其真而還、照動寂、則死生不能累方法、豈能物古之明玉君子、皆精通焉、未有聞正音而不感者也、昔者師襄鼓琴、則有游魚出聽、六馬仰秣、有形之物、無語之歡、尚能感之、况于人乎、自正音失而與道乖矣、

写真1-1 (京大本「琴原」篇7丁表)

| 篇名 | 京大本「琴録」(上) | 狩野本「琴録」(上) |
|------|----------------------|----------------------|
| 10丁表 | 「自敬謂之如清心審照圖」 | 「自敬謂之如清心審照圖」 |
| 10丁裏 | 「迭則舌柱齒」 | 「迭則舌柱齒」 |
| 10丁裏 | 「羽声自臂交于髓、而通耳」 | 「羽声自臂交于髓、而通于耳」 |
| 11丁表 | 「至角則案牙而呼、半開半圖」 | 「至角則案牙而呼、半開半圖」 |
| 11丁裏 | 「角為天三本」 | 「角為天三本」(頭注一本木誤) |
| 1丁表 | 「自七暉至龍巖」 | 「自七暉至龍巖」 |
| 1丁表 | 「曰九八十一以為宮」 | 「曰九八十一以為信」(宮) |
| 1丁裏 | 「得五十四以為社」 | 「得五十四以為社」 |
| 1丁裏 | 「無射四寸八分八釐八絲」 | 「無射四寸八分八釐八絲」 |
| 2丁表 | 「仲呂六寸五分八釐三毫四絲六忽」 | 「中呂六寸五分八釐三毫四絲六忽」 |
| 2丁表 | 「並用太史公九分寸法約定」 | 「並用太史公九分寸法約定」 |
| 2丁裏 | 「所以五声之位」 | 「所以五声之位」 |
| 2丁裏 | 「情不知其所自來、則恕不免有未盡耳矣」 | 「情不知其所自來則恕不免有未盡耳矣」 |
| 5丁裏 | 「關地為坎盈尺之下」 | 「關地為坎盈尺之下」 |
| 5丁裏 | 「而實土埋之」 | 「而實土埋之」 |
| 6丁裏 | 「然明者、觀之以其所異、乘除準望」 | 「然明者、觀之以其所異、哀除準望」 |
| 6丁裏 | 「一旦聽度、而詭言之」 | 「一旦聽度、而詭言之」 |
| 7丁表 | 「啓曰(中略)普讀律台正義・琴旨・二書」 | 「啓曰(中略)普讀律台正義・琴旨・二書」 |
| 8丁表 | 「故第三音為角声分者、不應姑洗也」 | 「故第三音為角声分者、不應姑洗也」 |
| 8丁表 | (付箋)「也之誤」 | (頭注)「也之誤」 |
| 9丁裏 | 「若以五声之位、得絃度之長短」 | 「若以五声之位、得絃度之長短」 |
| 10丁表 | 「四絃属商、五絃属角矣」 | 「四絃属商、五絃属角矣」 |
| 11丁表 | 「故半之以六者、即黃鐘之數」 | 「故半之以六者、即黃鐘之數」 |
| 11丁裏 | 「明乎六之平、而陽有六律、陰有六呂」 | 「明乎六之平、而陽有六律、陰有六呂」 |
| 13丁裏 | 「所以修潔百物、考神納寶也」 | 「所以修潔百物、乃神納寶也」 |
| 13丁裏 | 「大呂建丑之律也、是謂陰律之始」 | 「大呂者建丑之律也、是謂陰律之始」 |
| 14丁裏 | 「終惟四律以鐘名者」 | 「終惟四律以鐘名者」 |
| 16丁裏 | 「順合陰陽消息之道」 | 「順合陰陽消息之道」 |
| 16丁裏 | 「義實止(下)生大呂、大呂下夷則」 | 「義實上生大呂、大呂下生夷則」 |
| 19丁裏 | 「啓曰、此篇已名以琴律」 | 「啓曰、此篇已名以琴律」 |
| 19丁裏 | 「以究律之呂義、如此」 | 「以究律之呂義、如此」 |

※表の凡例
 作表の便宜上、「琴録」原文での挿入文字については上付文字にて表示し、「」印で見せ消された文字については、左側に二重下線と大字でその文字を示した上で、()の中において正しい文字を表示する。入れ替えの箇所については、原文通り()の記号を用いて示す。

拾古要論曰、古琴有陰陽材蓋桐木面日者為陽、背日者為陰、不論新舊、桐木置之水上、陽面浮陰面沈、及覆不易、陽材琴且濁而暮清、清濁而雨清陰材琴且清而暮濁、晴而雨濁。

筆談曰、琴雖用桐、然須多年木性都盡、聲始發越、予曾見唐初尚氏琴、木皆枯朽、殆不勝指、而其聲愈清、絕又陶道真第一越琴、亦是古塚中敗朽杉木也、聲極和挺、大抵琴材欲較鬆脆滑謂之四善、謂堅如石、亦所未喻。

高瀨曰、琴惟仲尼列子二式為古製、餘皆後世式樣。

写真2-1
 (京大本「琴体」篇3丁裏)

拾古要論曰、古琴有陰陽材蓋桐木面日者為陽、背日者為陰、不論新舊、桐木置之水上、陽面浮陰面沈、及覆不易、陽材琴且濁而暮清、清濁而雨清陰材琴且清而暮濁、晴而雨濁。

筆談曰、琴雖用桐、然須多年木性都盡、聲始發越、予曾見唐初尚氏琴、木皆枯朽、殆不勝指、而其聲愈清、絕又陶道真第一越琴、亦是古塚中敗朽杉木也、聲極和挺、大抵琴材欲較鬆脆滑謂之四善、謂堅如石、亦所未喻。

高瀨曰、琴惟仲尼列子二式為古製、餘皆後世式樣。

写真2-2
 (狩野本「琴体」篇3丁裏)